

函館市自殺対策事業実施要領

第1 目的

自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。自殺の多くは経済や生活の問題をはじめ、健康や家庭の問題など様々な悩みが複雑に関係し、個人の問題として片づけられない社会的要因が背景にあることから、その対策は社会全体で取り組まなければならない喫緊の課題となっている。

このため、自殺対策に関わる関係機関・団体等によるネットワークの構築、自殺予防に関する情報の提供や知識の普及啓発やうつ病などの相談支援の充実に努め、自殺対策の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は、函館市とする。ただし、適切な事業運営が可能であると認められる法人等に事業の一部を委託して行うことができるものとする。

第3 事業の内容

1 関係機関・団体との連絡調整

自殺対策を効果的に実施するため、関係機関・団体により構成する自殺対策連絡会議や自殺対策実務者会議を開催するほか、関係機関・自殺対策に積極的な地域ボランティア等と密接な連携を取りつつ、地域の自殺防止ネットワーク強化に努める。

2 普及啓発事業

一般市民等への自殺予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、関係者の相談能力等の向上を図るため、自殺予防に関する研修会への講師派遣や講演会の開催、ホームページ等を利用した情報提供に努める。

3 相談支援事業

本人や親族等からの自殺に関する相談や心の健康問題に関する相

談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、情報提供を行う。

4 人材養成事業

自殺を考えている人や自殺未遂者等自殺の危険性の高い人および自殺者の親族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修会を開催する。

5 自殺対策強化事業

上記事業のほか、本市の自殺対策を推進するために必要な事業を実施する。

第4 補則

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月13日から施行する。